

相続が発生している場合、以下の書類の提出をお願い致します。

なお、お送りいただいた書類を拝見した結果、再度書類をご用意いただく場合もございますのでご承知おきください。

★必ず必要な書類

1. 亡会員の書類

生まれた時から、亡くなるまでの全期間の戸籍類（詳しくは市役所等にお尋ねください。）

又は

「法定相続情報一覧」（発行年月日が1年未満のもの 又は 発行日から1年を超えている場合には、その法定相続情報一覧とともに、加えて下記2. 又は3. の書類もお送りください。）

★2. 3. の何れか該当する物をご用意ください。

2. 相続人が一人の場合

相続人の戸籍抄本 と 身分証明書類（免許証・パスポート・健康保険証など）のコピー。

ただしマイナンバーカードは不可。

3. 相続人が複数おられる場合 <相続人代表者として以下のいずれかの書類の提出が必要です。>

A. 相続人代表者の戸籍抄本 と 身分証明書類（免許証・パスポート・健康保険証など）のコピー。

ただしマイナンバーカードは不可。

B. 次頁の図表に従って必要とされた以下①～③のいずれかの書類を送ってください。

①「遺言書」のコピー。

及び、その遺言書でビットマスターに対する債権を取得すると記された相続人の戸籍抄本と身分証明書類（免許証・パスポート・健康保険証など）のコピー。ただしマイナンバーカードは不可。

又は

②「遺産分割協議書」のコピー。

及び、その遺産分割協議書でビットマスターに対する債権を取得すると記された相続人の戸籍抄本と身分証明書類（免許証・パスポート・健康保険証など）のコピー。ただしマイナンバーカードは不可。

又は（上記「遺言書」や「遺産分割協議書」が作成されていないときは）

③他の相続人の方全員の署名押印のある「委任状」の原本（書式は3頁目をご利用ください）と各相続人の戸籍抄本 と 身分証明書類（免許証・パスポート・健康保険証など）のコピー。ただしマイナンバーカードは不可。

亡くなられた会員は遺言書を作成していましたか？

はい

遺言書には、ビットマスターへの債権はあなたが相続する（又は「何々以外の一切の財産はあなたが相続する」という趣旨の記載がありますか？

いいえ

はい

① 以下 3 点を全て送ってください。

・遺言書 のコピー

遺言書でビットマスターに対する債権を取得すると記された相続人の

・戸籍の抄本のコピー と

・身分証明書類(免許証、パスポート、健康保険証等)のコピー
(マイナンバーカードは不可。)

いいえ

相続人全員で遺産分割協議書を作りましたか？

はい

いいえ

その遺産分割協議書には、ビットマスターへの債権はあなたが相続する（又は「何々以外の一切の財産はすべてあなたが相続する」という趣旨の記載がありますか？

はい

② 以下 3 点を全て送ってください。

・遺産分割協議書 のコピー

遺産分割協議書でビットマスターに対する債権を取得すると記された相続人の

・戸籍の抄本のコピー と

・身分証明書類(免許証、パスポート、健康保険証等)のコピー
(マイナンバーカードは不可。)

いいえ

③ 以下 3 点を全て送ってください。(お送りいただいた書類は返送しません。)

・あなた以外の相続人全員が署名押印した配当金受領の「委任状」(原本)
(押印は認印で可)(委任状の書式を同封致します。)

・あなた以外の相続人全員の戸籍の抄本のコピー

・あなた以外の相続人全員の身分証明書類(免許証、パスポート、健康保険証等)のコピー
(マイナンバーカードは不可。)

【この用紙を用いて、代表となる方以外の相続人全員分の委任状を作って原本を送ってください。】

会員番号

破産者株式会社ビットマスター 破産管財人伊藤尚殿

令和7年 月 日

(記入日を記載してください ↑)

債権届出と配当金受領に関する委任状

(↓会員の氏名を記入)

私は、株式会社ビットマスターの会員であった 亡 の相続人です。

私は【委任事項の表示】に記載されたことを【代理人の表示】記載の者に委任します。

【代理人の表示】(相続人代表者・債権届出をし、配当金を受け取る方)

住所

氏名 印は不要

昼間連絡が取れる電話番号

(↑相続人の代表として、債権届をし、配当金を受け取る方の住所、氏名、電話番号)

【委任事項の表示】

破産者株式会社ビットマスターの破産事件について、
債権届出をし、配当金を受け取ること、
代理人に不都合が生じたときは、さらにその代理人を選任すること

【委任者の住所、氏名（署名）、認印押印】(委任する方)

住所

氏名 押印

(↑相続人の方が、その住所、氏名を自署し、認印を押印)

※委任する方の戸籍の抄本と、免許証・パスポート・健康保険所等のコピーを同封してください。(マイナンバーカードは不可)

【お問い合わせ先】

電話 03-5860-3627 (破産管財人執務室)

受付時間：10時～14時 (土日祝休日を除く)